

重点施策（6） 障害者の就労支援の拡充

現 状

障害者の就労支援については、就労援助センターで年間100人前後の企業就労者を出すなど一定の成果を上げています。

しかしながら、障害者雇用率は低下を続けるなど障害者の就労を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、精神障害者については、障害者雇用率制度の対象とすることが検討課題とされている段階であり、就労はより厳しい状況にあります。

- ①就労援助センターの利用実績（次ページ図1）
- ②神奈川県内の障害者雇用状況（同図2）
- ③神奈川県内の公共職業安定所に登録されている有効求職者数（同図3）

今後の考え方

障害者が就労を通じて積極的に社会参加し、経済的基盤を確立し自立した生活を送るためには、障害者自身の能力がそれぞれ十分に発揮されるような多様な働き方が求められ、また、そのための条件整備が必要不可欠です。

そこで、雇用の場の拡大、学齢期から障害の状態等に応じた職業教育や進路指導を充実するなど障害者のスキルアップ、一般就労支援の強化、福祉的就労の充実など、求職者側・求人側双方への施策を展開し、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者が生活する地域でその特色を活かした就労支援策の展開を検討していきます。

推進する主な施策・事業

事業名	内 容
1 雇用の場の拡大	職を求める多くの障害者のため、雇用の場を拡大する事業を推進します。
企業支援事業	障害者雇用を検討する企業等に対する相談・助言・特例子会社設立のノウハウの提供等を行ないます。
起業家支援事業	知的障害者を雇用する起業家に対する創業の支援を行ないます。
障害者の店	就労の場であると同時に市民の障害者理解促進にも貢献する、障害者が働く店を整備します。
2 一般就労に向けたスキルアップ	企業等の求めに対応できるよう、障害者の職業能力の向上を図るなどの事業を推進します。
職業能力向上事業	障害者の職業能力の向上を図るため、実践的な技術を習得する研修を実施します。
職場体験実習事業	知的障害者が企業で働く準備をするため、職場体験実習を行ないます。
精神障害者社会適応訓練事業	協力事業所に一定期間通い、社会生活への適応のため必要な訓練を受けることにより、社会復帰及び社会経済活動への参加ができるよう援助します。
高等養護学校等での職業教育	社会参加や自立を目指して、高等養護学校の教育内容を、産業構造の変化にあったものに見直し、職業教育の充実を図ります。
3 一般就労支援の強化	企業等への就労を推進するため、関連機関と連携し、在宅の障害者や養護学校卒業生等への就労支援を強化します。
障害者就労援助センター	就労を希望する障害者の相談、訓練、職場開拓、定着支援等を行なう就労援助センターを整備します。
精神障害者就労援助センター	
高等養護学校就労支援	高等養護学校に就労支援指導員を配置し、就労先の確保を図るため実習職場を開拓するとともに、就労先を定期的に訪問して企業や卒業生の相談を受けるなど定着指導を行ないます。
4 地域支援の創設	障害者の就労を地域で支える観点から、ボランティアの育成・活用や地域でその特色を活かした支援策の検討を行います。
就労継続支援ボランティア育成・活用事業	知的障害者の就労継続のため、障害者へ助言等を行うボランティアを育成し就労継続の支援を行ないます。
5 福祉的就労の充実	小規模通所施設等における福祉的就労の充実を図るために、企業受注や工賃増に対する支援策の検討を行ないます。

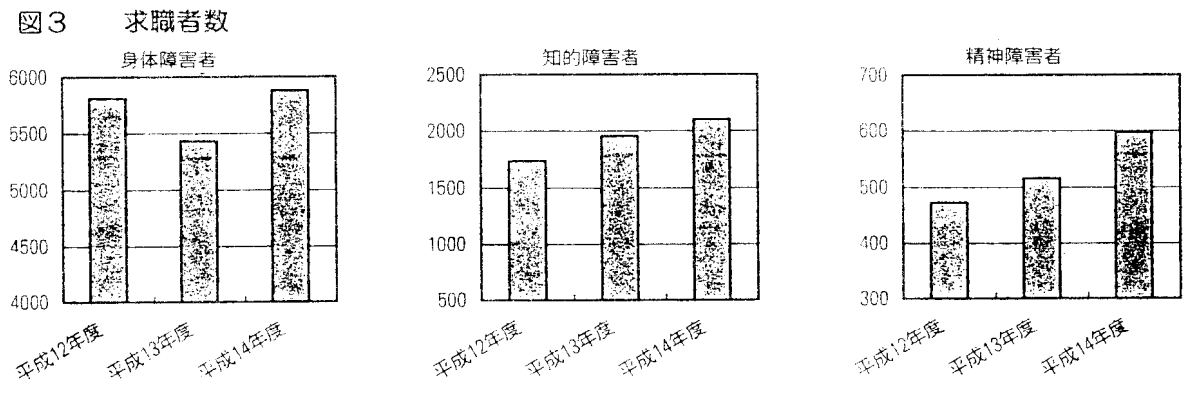
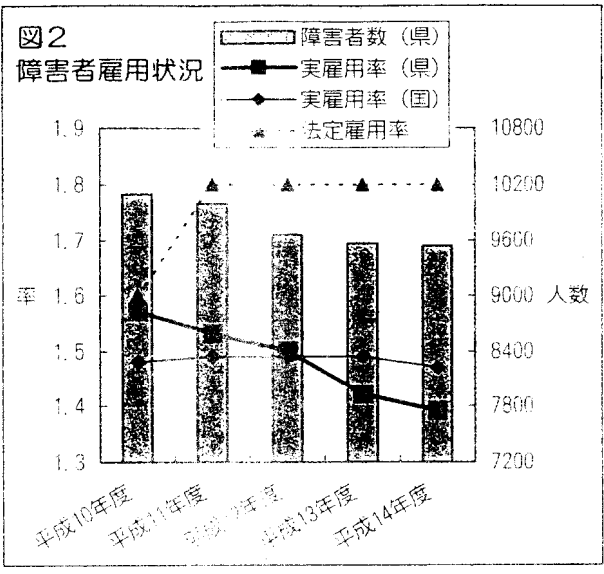
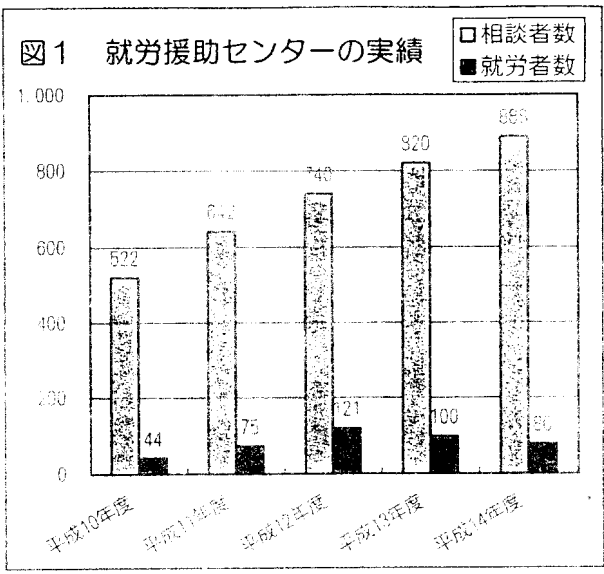
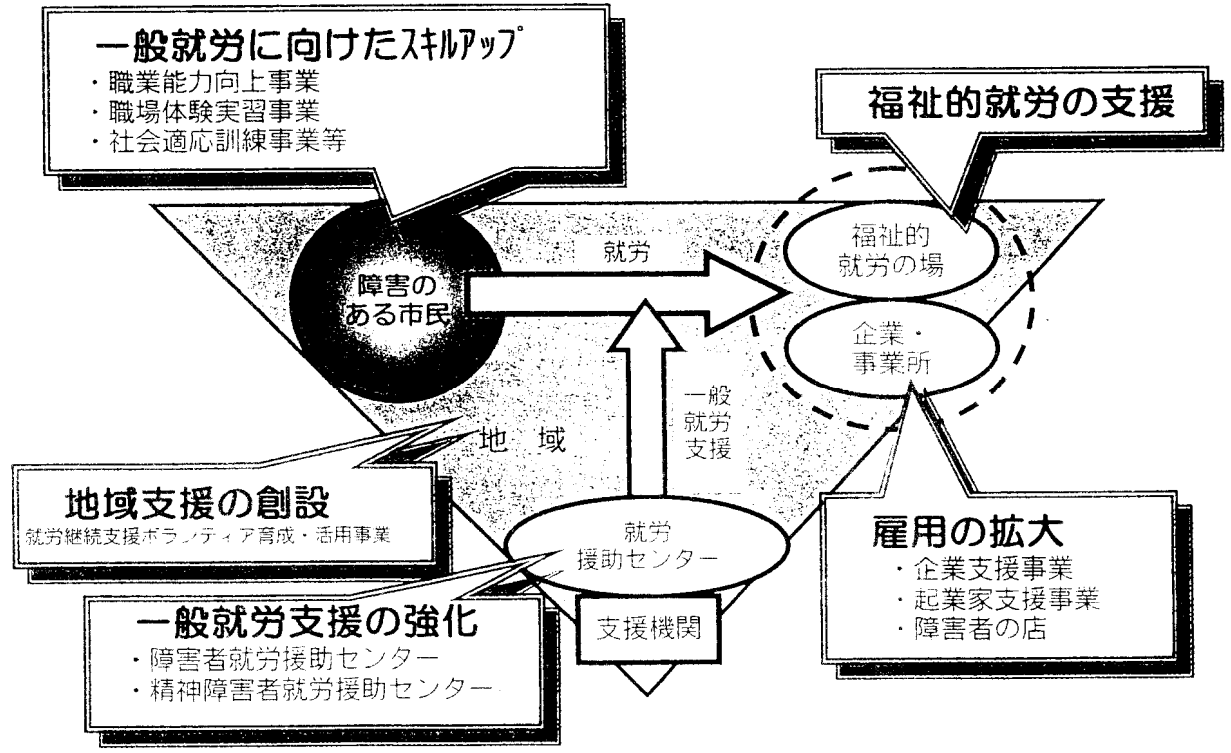


図4 障害者の就労支援の拡充 スキーム



横浜市後見的支援を要する障害者支援条例 (平成14年7月1日施行)

横浜市では、障害者が地域で自立した生活を送るために必要となるライフステージに応じた様々な支援施策を実施してきました。

しかし、親等がいなくなったときや養護ができなくなった時の障害者本人の生活を非常に心配している方が多いことから、障害者本人に対する後見的支援を条例により市の責務として明確に規定し、必要とされる施策を積極的に行うことにより、そうした不安を解消する必要があると考え、条例を制定しました。

条例の基本的な考え方

一人では日常生活を営むことが困難な障害者で特に親等がない方や、親等が養護を行うことができない方に対して講ずべき施策を、市の責務として位置付けています。

また、障害者本人に対する支援に加え、親等が、それぞれの子に対して抱いている今後の生活の場や福祉・医療サービスの利用方法等の不安について事前に相談できる仕組みを整えていきます。

市の支援施策

条例では、後見的支援を要する障害者に対して次の支援を行うことを規定しています。

- (1) 生活に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- (2) 民法上の成年後見制度を利用するために必要な支援を行うこと。
- (3) 地域において生活を営むための場及び費用の確保等を行うこと。
- (4) 保有する資産の保全又は活用のための助言、あっせん等を行うこと。
- (5) 現に障害者を養護している親等を対象として、後見的支援を要する障害者に対する支援に関する相談、助言、指導等を行うこと。
- (6) その他必要な支援を行うこと。

条例の施行に伴う事業

横浜市では、条例が7月1日に施行されることに伴い、次の事業を行います。

● 登録制度について

後見的支援が必要となる障害者の養護を行っている親等が、養護を行うことができなくなったときに、駆けつけて対応してくれる人や対応方法について、あらかじめ、居住区の福祉保健センター※に登録をしていただく制度を始めました。

実際に、親等が養護できなくなったような緊急時には、福祉保健センターがあらかじめ登録されていた対応者に連絡をし、登録内容に沿った対応をしていただきます。

● 成年後見制度利用支援について

成年後見制度は、判断能力の不十分な者の身上配慮や財産管理について保護・支援する制度です。

横浜市では、身寄りがない方や親族からの審判の申立てが期待できない場合に必要な場合に、区長が申立てすることとしています。

その際に、申立て費用や後見人等に対する報酬の支払いが必要となりますが、障害者が成年後見制度を利用しやすいよう、こうした経費を負担することが困難な人にその費用を助成する制度を始めました。

民間住宅あんしん入居事業（以下「あんしん入居」）とは

収入があるものの、保証人がいない高齢者・障害者などの方に対して、家賃保証と居住支援策で保証人の役割の一部を代行するものです。

